

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どももの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
- ④～⑧：前年度の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
- ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どものみから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
- ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どものみから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	-	0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	~470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	~640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	~930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	~1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円~	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

※②~③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
 ※④~⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

平成26年度 徴収金基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0		円 0	
B	町民税非課税世帯	0		0	
C1	A階層及びD階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額がない世帯)		4,700	
C2		5,800	5,500		
C3		7,200	6,600		
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000 円未満	10,200	7,800	
D2		2,000 円以上 7,000 円未満	11,700	9,100	
D3		7,000 円以上 11,000 円未満	13,300	10,700	
D4		11,000 円以上 28,000 円未満	14,900	12,300	
D5		28,000 円以上 40,000 円未満	18,900	15,500	15,400
D6		40,000 円以上 53,000 円未満	24,000	18,700	18,100
D7		53,000 円以上 65,000 円未満	29,500	21,600	20,200
D8		65,000 円以上 103,000 円未満	35,300	24,400	22,200
D9		103,000 円以上 202,000 円未満	41,400	26,700	23,900
D10		202,000 円以上 302,000 円未満	47,300	28,900	25,300
D11		302,000 円以上 413,000 円未満	50,100	29,900	25,900
D12		413,000 円以上 540,000 円未満	52,900	30,800	26,500
D13		540,000 円以上 734,000 円未満	55,700	31,700	27,000
D14		734,000 円以上 902,000 円未満	58,500	32,500	27,500
D15		902,000 円以上	61,300	33,300	28,000
条例第5条第2項に該当するもの		国の保育単価			

※あくまでも平成25年度の基準額表です。金額が変更となることがありますので、参考としてください。

※所得税については、平成22年度の税制改正により、年少扶養控除分及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分の廃止が行われましたが、各扶養控除見直し前の税額で算定します。